

賃貸入居申込書（法人借主用）

入居申込日

年 月 日

物件概要	名称				号室	住居・事務所・店舗・駐車場・その他		
	所在地							
	保証金・敷金	礼金	解約引・敷引	総合保険保険料	入居希望日			
	円	円	円	円	令和 年 月 日 ()			
	賃料	共益費・管理費						
円	円	円	円					

仲介業者	商号		担当	〒				
					所在地			
電話	- -	FAX	- -	携帯 - -				

借主法人	法人名	フリガナ	部署名	担当者名	設立年月日
	所在地	フリガナ	〒	電話	年 月 日
	業種	従業員数	名	資本金	万円

連帯保証人	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢		
			男・女	(和暦) S・H 年 月 日	満 才		
	現住所	フリガナ	〒	契約者との関係			
	連絡先	固定電話	- -	P C mail			
		携帯電話	- -	携帯 mail			
	勤務先	フリガナ 名称	フリガナ 住所	電話			
職業	正社員・会社役員・自営業・公務員・派遣社員・契約社員・アルバイト・その他()						
業種		所属	役職	勤続年数	年 税込年収	万円	

入居者・又は使用者	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢
			男・女	(和暦) S・H 年 月 日 (西暦) 年	満 才
	現住所	フリガナ	〒	緊急連絡先	契約者との続柄
	所属	名称	住所	電話	- -
	職種	正社員・会社役員・自営業・公務員・派遣社員 契約社員・アルバイト・その他()	役職	勤続年数	年 税込年収
同居人(予定)	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名	

I. お申込にあたって

※ 本申込書に虚偽の内容を記載された場合、賃貸借契約成立後でもその契約は解除されることがあります。

※ 賃貸借契約締結の際には下記の書類が必要となります（下記以外にも追加の書類を提出していただくことがあります）。

- (契約者) 会社謄本 印鑑証明 会社概要のわかる物 住民票(入居者全員分) 顔写真(入居者全員分)
(連帯保証人) 印鑑証明証 住民票 源泉徴収票

II. 個人情報の取り扱いに関する同意

【利用目的】当社は以下の目的のためにのみ本書記載の個人情報を利用します。

①本申込に関する入居審査。

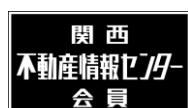
②本物件の貸主・管理者等、相手方に対し本物件賃貸借契約締結に必要な範囲に於いて本書記載の情報を提供すること。

私(当社)は上記 I・II の内容を確認し、本書記載物件への入居を申し込みます。

年 月 日

申込人

印



商号	丸平商事株式会社			T E L 06-6672-5600
担当	所在地	大阪市住吉区沢之町一丁目11番1号		F A X 06-6672-5608
				e-M A I L info@maruhira.jp
				U R L

【審査専用 FAX】

050-3000-2321 物件内容と申込人記載両方の送付が必要です



入居申込書兼保証委託申込書

変更（賃料・物件名・号室等）
添付書類追加
追記（勤務先・緊連等）

法人用

特記事項

①当社より記載内容（全項目）確認のため、申込者・賃借人・連帯保証人・緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。（また、在籍確認をさせていただく場合もございます）
②お申込みに際しては、当社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合がございます。なお審査の内容・結果等に関するご質問、お問い合わせについてはお答え致しかねますのであらかじめご了承ください。

協定会社様（審査回答書送付先）の情報

会社名	丸平商事株式会社			担当						
TEL	06-6672-5600	FAX	06-6672-5608							
仲介会社名		TEL		FAX						
物件内容	入居予定	月 日	<input type="checkbox"/> 入居済 賃料滞納なし	<input type="checkbox"/> 入居済 賃料滞納あり	<input type="checkbox"/> 早期解約違約金 / フリーレント有 : 内容()					
代理店記入欄	フリガナ				号室					
	物件名				□戸建					
	住所	〒								
		都道府県								
	物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用	<input type="checkbox"/> トランクルーム	<input type="checkbox"/> 倉庫	<input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 事務所	入居事由	<input type="checkbox"/> 介護施設の場合	<input type="checkbox"/> デイケア	<input type="checkbox"/> 宿泊有
	①家賃（賃料）	円	④水道料・町（区）費		円	□ 敷金・保証金				円
	②共益費・管理費	円	⑤その他()		円	□ 礼金				円
	③駐車場	円	⑥月額賃料		円	□ 敷引（解約引き）				円

【重要】下記署名者は、【個人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】を申込者に説明し、また、保証免責となるような虚偽申告、及び入居済申込者は申込時点で賃料滞納がない事・リースバック有無を確認して申します

協定会社/仲介会社名

確認/説明者（署名）

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書									
<p>個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する事項</p> <p>全保連株式会社（以下「当社」といいます。）は、賃貸借保証委託契約（以下「委託契約」といいます。）の申込者、その連帯保証人予定者、委託契約申込後、委託契約締結に至った委託者及びその連帯保証人（以下併せて「申込者等」といいます。）の個人情報及び法人情報を、本書（以下「本事項」といいます。）に定めるところに従取り扱います。</p> <p>第1条（個人情報）</p> <p>個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、本人識別情報、肖像、音声、勤務先名稱、勤務先住所、雇用形態、勤務先電話番号、部署、年収、勤務年数、外国籍の方における在留資格・在留期間・日本語検定資格の内容・日本での合計在住年数、当社が保証の対象とする賃料等に係る賃貸借契約の目的的件（以下「賃料件」といいます。）の名称・所在地、口座情報、委託契約における委託者（賃借人）と当社との間における取引情報、その他公共機関、官報やスマスマティア等の媒体を通じて公にされている情報のいずれかに該当するものをいいます。（いずれも、委託契約終了後の個人情報も含みます。）</p> <p>第2条（法人情報）</p> <p>法人情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>（1）法人名、代表者名、代表者年生年月日、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容、賃料件の名称・所在地、口座情報、委託契約における委託者（賃借人）と当社との間における取引情報、その他公共機関、官報やスマスマティア等の媒体を通じて公にされている情報のいずれかに該当するものをいいます。（いずれも、委託契約終了後の個人情報も含みます。）</p> <p>（2）登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報</p> <p>第3条（関連する個人情報）</p> <p>当社は、申込者等が、事前に本人からの同意を得て当社に提供した緊急連絡先及び同居人等、申込者等の関係者（以下、併せて「同居人等」といいます。）に関する個人情報をついても本事項に従って取り扱います。</p> <p>第4条（個人情報及び法人情報の利用目的）</p> <p>当社が申込者等から取得した個人情報及び法人情報の利用目的は以下のとおりです。本事項に別段の定めある場合のほか、この利用目的を超えて、当社が個人情報を利用することはありません。</p> <p>（1）申込者等からの当社宛お問合せ及びご意見ご要望の受け付け対応として ①お問合せ及びご意見ご要望の内容を確認し、その対応を行うため（なお、この目的のためにこれらの内容については録音をいたします。） ②お問合せ及びご意見ご要望の内容を当社内システムに記録するため ③お問合わせ及びご意見ご要望を踏まえ、当社でサービス品質向上を図るために資料を作成するため</p> <p>（2）委託契約の締結、継続等の可否を判断するまたは委託契約の状況等を共有する場面として ①申込者等との間で委託契約を締結することの是非を審査するため ②前号の審査の結果を踏まえ、申込者等との間で委託契約を締結するため ③締結された委託契約を継続することの可否を判断するため ④前3号の審査判断による記録を当社内システムに保存するため ⑤賃料件を管理する不動産会社（当該不動産会社がフランチャイジーである場合はフランチャイザー会社を含みます。以下、これらを併せて「管理会社」といいます。）に対し、委託契約の状況等を共有するため</p> <p>（3）申込者等の個人情報を当社が第8条に定める第三者機関から提供を受けた申込者等の信用力等に関する情報については、かかる判断以外の目的でこれを利用することはできません。</p> <p>（4）委託契約の履行の場面として ①委託契約に定める保証委託料、賃料等、口座振替サービス利用料等の入金管理等のため ②前号の入金管理等に関する、管理会社との間で情報共有を行うため ③当社内システムに保存されている申込者等の情報につき、システムメンテナンスを含めた適切な保全を実施するため</p> <p>（5）委託契約に基づく、求償権行使の場面として ①申込者等の所在を確認するため ②申込者等に連絡を行うため ③求償権行使に際しての申込者等との交渉経過その他の事実に関する記録を保存するため ④前3号における確認、連絡、交渉状況等に関する事実につき、管理会社との間で情報共有を行うため</p> <p>（6）当社のサービス品質向上の場面として、市場調査、保証商品やサービス研究開発を行うため</p> <p>（7）委託契約に付する商品等に関する情報を申込者等に提供するため</p> <p>（8）当社が賃貸人及び管理会社からの委託に基づき、委託者（賃借人）から賃料、その他金員の収納に係る代行業務を行なうため</p> <p>（9）賃貸借契約の履行及び管理並びに賃貸借契約終了後の賃貸人と委託者（賃借人）との間の債権債務関係の精算に協力する場面として ①保証契約の解約や取引解約後の事後管理のため ②当社の債権譲渡等の処分及び担保差入れ等の他の取引のため ③賃貸人が行う明渡訴訟に関し、申込者等の氏名・住所及び滞納状況などの特定に協力するため ④賃貸人が行う明渡訴訟に関し、管理会社への情報提供などに協力するため ⑤賃貸人が行う強制執行に関し、執行補助者への情報提供などに協力するため ⑥保証契約に基づく代位弁済請求に関し、その請求内容等の精査のため</p> <p>（10）当社のサービス品質向上の場面として、市場調査、保証商品やサービス研究開発を行うため</p> <p>（11）当社が利用目的の実現に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合における委託先（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います。）</p> <p>（12）当社が合併その他の事由により事業の承継を行うこととなつた場合の承継先</p> <p>（13）当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を提出する場合における個人情報の取り扱いについては、当社が責任を負います。</p> <p>（14）当社が加盟先機関への登録・利用等</p> <p>（15）申込者等は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を提出する場合における個人情報の取り扱いについては、当社が責任を負います。</p> <p>（16）当社が加盟先機関及び提携先機関に申込者等の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者等に対する金融機関からの貸付情報（以下、単に「貸付け情報」といいます。）の提供することに同意します。</p> <p>（17）■加盟先機関 名：株式会社 日本信用情報機構（略称 JICC） 電話番号：0570-055-955 URL：https://www.jicc.co.jp</p> <p>（18）当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）に対して、申込者等について照会をかけた際、加盟先機関及び提携先機関に申込者等の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者等に対する金融機関からの貸付情報（以下、単に「貸付け情報」といいます。）の提供することに同意します。</p> <p>（19）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （20）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （21）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （22）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （23）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （24）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （25）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （26）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （27）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （28）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （29）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （30）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （31）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （32）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （33）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （34）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （35）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （36）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （37）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （38）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （39）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （40）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （41）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （42）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （43）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （44）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （45）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （46）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （47）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （48）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （49）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （50）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （51）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （52）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （53）当社が加盟機関の他の加盟会員と申込者等との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定期、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、強制解約、債権譲渡等の情報を受けた場合、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。 （54）当社が加盟機</p>									



賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願ひいたします。
なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 國土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地 及び 連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ 窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住居	
	事業用	
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等を支払わなければならぬ場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」といいます)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
保証委託料	毎年プラン	住居 初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年13,000円 事業用 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) 倉庫 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円) 住居学生 初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年13,000円
	初回のみプラン	住居 初回保証委託料:月額賃料の120%(下限4万円) 駐車場 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円) トランクルーム 初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
	※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。	
	保証期間	
	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。	

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。 この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合